

# アナログ放送の終了に向けた 放送対応の手順について

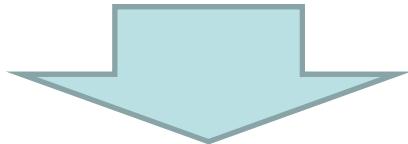
## ～「アナログ放送終了計画案」～

平成20年4月  
全国地上デジタル放送推進協議会

# アナログ放送終了計画策定の目的

地上テレビジョン放送については、電波法令等により、2011年7月24日までに、アナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行することとされているが、いつどのような手順でアナログ放送を終了するかについては、明確にされていない。

アナログ放送の終了にあたっては、地域ごとにアナログ放送の終了時期をかえる方法やアナログ放送の放送時間を段階的に短縮していく方法などさまざまな方法が考えられるところ、アナログ放送終了のための具体的な計画は、視聴者がデジタル放送受信のための対応を行うために重要な情報となるものもあることから、情報通信審議会の第4次中間答申でも、本年夏までに示すことが求められている（参考資料参照）。



当協議会で検討を行い、「アナログ放送終了計画案」を作成。

# アナログ放送終了の基本的な考え方

## 1. 終了の基本原則

アナログ放送の終了にあたっては、2011年7月に円滑に終了できるよう、視聴者の混乱防止の観点から、

- ① 地域間で終了時期に差を設けることはしないこと
- ② 放送終了に向けた取組を段階的に強化すること

を基本として、放送事業者が取り組む。

また、国も、この取組が円滑に実施されるよう環境整備に取り組む。

## 2. 無線局の運用終了日

無線局の運用終了日は、2011年7月24日とする。

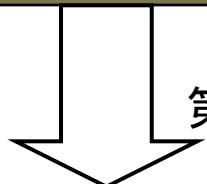
(参考) 法令上は、2011年7月24日までに終了することとされている。

## 3. 終了方法の見直し

今後のデジタル放送の世帯普及率等を踏まえて、全国地上デジタル放送推進協議会において、適宜、本計画を見直すこととし、必要に応じて、終了告知スーパーの運用時期を早める等の措置を講じる。

# アナログ放送の段階的終了（4つのステップ）

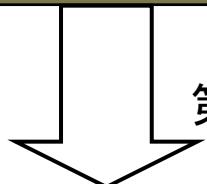
無線局の運用終了日の3年前目途(第1ステップ開始)



## 第1ステップ

第2ステップ開始までに  
・普及世帯:3400万世帯  
・普及台数:5500万台  
を目標

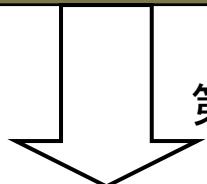
無線局の運用終了日の2年前目途(第2ステップ開始)



## 第2ステップ

第3ステップ開始までに  
・普及世帯:4900万世帯  
・普及台数:8800万台  
を目標

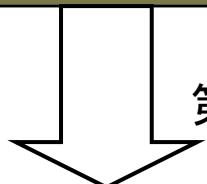
無線局の運用終了日の半年前目途(第3ステップ開始)



## 第3ステップ

第4ステップ開始までに  
・普及世帯:5000万世帯  
・普及台数:9800万台  
を目標

無線局の運用終了日の3週間前目途(第4ステップ開始)

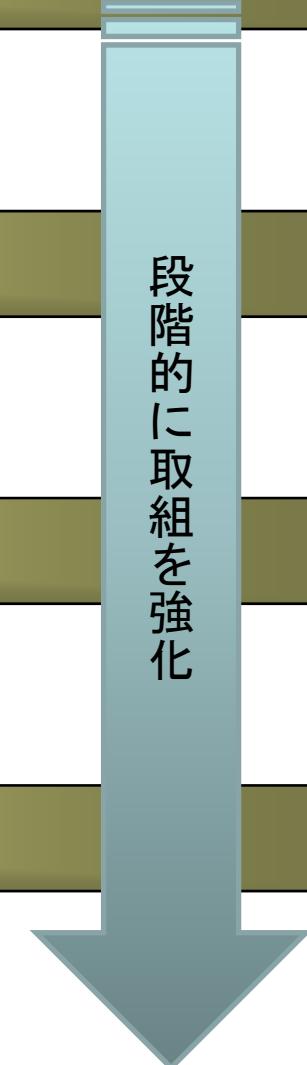


## 第4ステップ

第4ステップ終了までに  
・普及世帯:5000万世帯  
・普及台数:1億台  
を目標

無線局の運用終了日(2011年7月24日)

段階的に取組を強化



# 第1ステップの取組例

## 取組1：放送番組による理解醸成

### <民 放>

- ・ネット番組：各系列でPR強化月間を設定し、多様な番組で取り上げていく。
- ・ローカル番組：PR共通素材の活用を含め、各局が臨機応変に放送を行う。

### <NHK>

- ・広報番組のほか定時番組、特集番組等、多様な番組で放送するとともに、地域放送においても、地域の関心に応じて継続的に取り上げていく。

## 取組2：「アナログ」ロゴマークの表示

アナログ放送画面に「アナログ」のロゴマークを表示（参考1参照）し、アナログ放送の視聴者への注意喚起を図る。なお、ロゴ表示の方法（表示内容、表示形式等）、技術・運用上の課題などについては今後検討を行う。

## 取組3：「お知らせ画面」及び「告知スーパー」の実施

まず1日の放送開始時又は放送終了時に「お知らせ画面」（参考4参照）を表示する取組を行い、その後、その他の時間帯での表示も検討する。また、「告知スーパー」（参考2参照）を適宜実施する。なお、表示内容、表示形式、時間の長さ、技術・運用上の課題については、引き続き検討を行う。

## 取組4：完全移行3年前キャンペーン

完全移行3年前となる本年7月24日に、NHK・民放ともにキャンペーンを行い、視聴者がアナログ放送終了までのスケジュールを明確に意識できるような取組を行う。併せて同日からNHKでは取組2・3を、民放では取組3を開始する。

# 第2～第4ステップの取組例

第2  
ステップ

## アナログ放送終了告知スーパーの統一的運用等

第1ステップにおける取組に加えて、一部の時間帯でレターボックス化を行うとともに、アナログ放送番組の終了告知スーパーを放送事業者全社により統一的に実施する（参考2・参考3参照）。また、段階的にスーパーの運用時間を増加させる。

## アナログ放送停止リハーサルの実施検討

住民や地方自治体の合意と全面的な協力が得られることを前提に、アナログ放送停止のリハーサルを行うことを検討する。

第3  
ステップ

## レターボックス化と告知スーパーの常時運用等

アナログ放送で、常時「レターボックス」による表示を行うとともに、常時「告知スーパー」を掲出する（参考3参照）。また、アナログ放送のみで、アナログ放送終了のスポットやミニ番組を集中的に放送するほか、アナログ放送の放送時間を差別化することも検討する。

第4  
ステップ

## アナログ放送番組の終了

アナログ放送番組の終了は、2011年7月1日から7月24日までの間とし、番組終了後は、7月24日までアナログ放送が終了したことを画面表示する（参考5参照）。

# 早急に開始すべき取組

アナログ放送を円滑に終了するためには、放送事業者が、アナログ放送終了に向けた取組を段階的に強化するとともに、国、メーカー、販売店、地方公共団体等の関係者が、視聴者の理解醸成及びデジタル化対応促進に向けて、以下のような取組を早急に開始する必要がある。

## (取組例)

- 地域レベルでの相談センターの設置  
(国の取組が必要)
- 高齢者等にも十分に情報が届くよう周知広報の徹底  
(国の取組に加えて、地方公共団体・販売店等の取組が必要)
- 技術弱者へのサポート体制の整備  
(国の取組に加えて、メーカー・販売店の顧客サポート体制の充実も必要)
- 「簡易なチューナー」の開発・市場流通への取組  
(昨年12月に公表された「仕様ガイドライン」を踏まえたメーカー等の取組が必要)
- 共聴施設に対する早期改修の働きかけ  
(国の取組に加えて、工事業界・建築物管理業界等の取組が必要)
- 公共施設のデジタル化の計画的推進  
(国・地方公共団体の取組が必要)

# 第3ステップ開始までに必要な環境整備

第3ステップでは、放送により、アナログ放送の視聴者に対して、デジタル放送視聴への移行を強く促すことになるため、第3ステップの開始までに、以下の送受信対策を講じるなど、必要な環境整備を行うことが必要である。

## 送信側の対策

- 中継局ロードマップに記載されている全ての中継局の整備又は代替措置等の送信側の準備が行われていること
- 衛星によるセーフティネットの受信者対策が講じられていること

## 受信側の対策

- 都道府県単位の対策・相談センターの設置など視聴者の相談に応じる体制が整備されていること
- 経済弱者に対する国の支援措置が講じられていること

※ 上記の施策については、情報通信審議会において検討が行われていることから、同審議会における次期中間答申を踏まえて、適切な施策が講じられる必要がある。

# (参考 1) アナログロゴの表示イメージ



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

## (参考2) 「告知スーパー」の例



ご覧のチャンネルは2011年7月で終了しま

※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

### (参考3) 「レターボックス」で「告知スーパー」の例



ご覧のチャンネルは、7月で終了します・・

※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

## (参考4) アナログ放送終了前の「お知らせ画面」の例

ご覧のアナログテレビ放送は  
2011年7月24日に停止します。  
デジタル受信の準備をお願いします。

<お問い合わせ>  
〇〇〇テレビ視聴者センター  
XXXX-XXX-XXX  
総務省地上デジタルテレビジョン放送  
受信相談センター  
0570-07-0101  
前9～後9時 (土日祝) 前9～後6時

※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

## (参考5) アナログ放送終了後の「お知らせ画面」の例

ご覧の〇〇〇アナログテレビは  
7月〇日に放送を終了しました。  
長い間ご覧いただき、  
誠にありがとうございました。  
引き続き〇〇〇デジタルテレビで  
お楽しみください。

### 【お問い合わせ】

〇〇〇センター XXXX-XXX-XXX  
総務省地上デジタルテレビジョン放送  
受信相談センター 0570-07-0101

※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

# (参考資料) 情報通信審議会第4次中間答申 (抜粋)

(平成18年8月)

## 第八章 アナログ放送終了にあたっての課題

### －受信機の普及と利便性の向上

#### 3. 提言

##### (5) アナログ放送の終了のための計画の立案と公表

地上テレビジョン放送は、各都道府県を単位とした放送対象地域毎に、各放送事業者が親局を中心とした放送局としてネットワークを構築し、多数の中継局により放送を実施している。審議会の議論において、アナログ放送の終了について、同一の放送対象地域内においても、親局を中心に一斉に終了させるのか、一定の条件が整う場合にネットワークを構築する末端の中継局から先行して終了する方策があるのか等について検討していくべきではないかという提案があった。アナログ放送終了のための具体的な計画は、視聴者がデジタル放送受信のための対応を行うために重要な情報となるものでもあることから、国及び放送事業者において早急に検討を開始し、平成20年夏までに計画を立案し、公表・周知していくべきである。

このような工程表は、上記(1)～(4)に掲げる事項を十分念頭においておかなければならぬ。また、その策定にあたっては、アナログ放送の終了時期が平成23(2011)年7月であることが国民に浸透していること、地域によっては中継局の建設から平成23(2011)年7月まで極めて短い期間しかない中継局が発生する可能性があること、等の事情を勘案し、国民の理解が得られるものとなるよう慎重な検討が行われることが望まれる。